9　第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被保険者等」とは、国の組合の組合員、私学共済制度の加入者（法第五十七条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

10　第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、健康保険法若しくは船員保険法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

第二十三条の三の四第一項中「前条第一項第一号」を「第二十三条の三の二第一項第一号」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第一項の」を「第二十三条の三の二第一項の」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「前条第二項第一号」を「第二十三条の三の二第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第三項の」を「第二十三条の三の二第三項の」に改め、同項第一号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。」に改め、同項第二号中「前条第三項第一号」を「第二十三条の三の二第三項第一号」に改め、同条第四項中「前条第四項の」を「第二十三条の三の二第四項の」に改め、同項第一号中「二万二千二百円」を「二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」に改め、同項第二号中「前条第四項」を「第二十三条の三の二第四項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第二十三条の三の二第五項」に、「前条第四項各号」を「同条第四項各号」に改め、同項第一号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第六項中「前条第六項」を「第二十三条の三の二第六項」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号イ」を「第二十三条の三の二第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に改め、同項第三号中「一万二千円」を「一万四千円」に、「六千円」を「七千円」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第二十三条の三の二第七項」に改め、同項第一号イからハまでの規定中「前条第一項第一号イ」を「第二十三条の三の二第一項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に、「二万二千二百円」を「二万八千八百円」。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。」に改め、同号ロ中「前条第一項第一号イ」を「第二十三条の三の二第一項第一号イ」に改め、同項第三号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「第二十三条の三の二第八項」に改め、同条第九項中「前条第九項」を「第二十三条の三の二第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

10　前条第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

第二十三条の三の五第一項中「、第二十三条の三の三第一項」を「、第二十三条の三の二第一項」に改め、同項第一号中「第二十三条の三の三第一項」を「第二十三条の三の二第一項」に改め、同項第二号中「第二十三条の三の三第三項」を「第二十三条の三の二第三項」に改め、同号イ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円」に改め、同号イ中「二万二千二百円」を「二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円」に改め、同項第三号中「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ中「前条第一項第一号イ」を「第二十三条の三の二第一項第一号イ」に改め、同項第四号中「第二十三条の三の三第五項」を「第二十三条の三の二第五項」に改め、同号イ中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同号ロ中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十三条の三の三第一項」を「第二十三条の三の二第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十三条の三の二第二項」に改め、同条第六項中「第二十三条の三の三第八項」を「第二十三条の三の二第八項」に改め、同条第七項中「第二十三条の三の三第六項」を「第二十三条の三の二第六項」に改め、同条第八項中「第二十三条の三の三第八項」を「第二十三条の三の二第八項」に、「第二十三条の三の三第六項」を「第二十三条の三の二第六項」に改め、同条第九項及び第十項中「第二十三条の三の三第六項」を「第二十三条の三の二第六項」に改め、同条第十一項中「第二十三条の三の三」を「第二十三条の三の二」に改め、「から」及び「、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同法第五十六条第一項第五号」と」を削り、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十三条の三の八第一項において同じ。）とならない場合その他総務省令で定める場合における第二十三条の三の三の規定による高額療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第十項の規定を適用する。

第二十三条の三の六第一項中「場合に第一号に規定する」を「場合に」に、「（同号」を「（第一号」に改め、同項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間（以下この条及び第二十三条の三の八第一項において「計算期間」という。）」を「計算期間」に、「組合の組合員（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。）」を「基準日組合員」に、「当該基準日組合員」を「当該組合の組合員」に、「第二十三条の三の三第一項から第五項まで」を「第二十三条の三の二第一項から第五項まで又は第二十三条の三の三」に改め、同号イ及びロ中「第二十三条の三の三第一項第一号イ」を「第二十三条の三の二第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「（前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同項第三号中「基準日組合員の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項第五号中「国の組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者」を「第二十三条の三の三第九項に規定する被保険者等」に、「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「同条第十項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第三項中「である者」を削り、「「同号」を「「第一号」に改め、「金額」を削り、「「、同号」を「同項ただし書中「同号」に、「、第一号」を「第一号」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第三号に」に改め、同条第四項中「「同号」を「「第一号」に、「が受けた療養（同号」を「が受けた療養（第一号」に、「「、組合」とあるのは「、他の組合」と、「において当該組合」とあるのは「において当該他の組合」と、「における他の組合」とあるのは「における他の組合以外の組合」と、「組合以外の組合」とあるのは「他の組合以外の組合」と、「における当該組合」とあるのは「における当該他の組合」を「同項第一号中「基準日組合員」とあるのは「他の組合の組合員（基準日において当該他の組合の組合員である者に限る。以下この項及び次項におい